

# 全国介護福祉政治連盟 令和 5 年度事業計画

## 1. 基本方針

令和 5 年 6 月 20 日に開催された全国介護福祉政治連盟(以下「政治連盟」という。)総会において、政治連盟の役員候補者の指名が全国老施協会長に一任され、全国老施協と政治連盟が一体的な運営を行うことが決定した。

そのため、今後は新たに指名された政治連盟役員が全国老施協役員との緊密な連携に基づき、両者一丸となって事業推進に取り組むほか、そのだ修光全国老施協後援会とも連携し、福祉・介護事業所が直面する諸課題の解決に取り組む。

## 2. 重点事項

### (1) 組織基盤の整備と活性化

- ・政治連盟支部(地区会)の設置県を増やし、地区会活動の活性化を図る。また、政治連盟支部は総務省までの届出を求めるかどうかを整理する。
- ・会費収入の増加と安定化の実現に向け、会員の再定義を行って会員拡大に努めるほか、新たな会費金額の設定や徴収方法、時期の見直しについて検討する。
- ・会員管理ソフトを導入し、会員登録や会費支払い、出欠管理等を合理化する。
- ・会計責任者を任命し、会計処理システムを整理する。
- ・政治連盟役員等の役割と責任について整理し、業務の平準化に努める。
- ・総会や地方代表会、役員会等の位置づけを明確にするほか、年間スケジュールを立案して計画的に実施することで、PDCA サイクルに基づく事業推進に努める。
- ・パーティ券購入基準や決裁手続き等について内規を作成し、可視化を図る。

### (2) 全国老施協との連携及び情報発信力の強化

- ・全国老施協との連携強化に努め、定例会の開催や HP 内容の共有化を図る。
- ・政治連盟 HP を定期的に更新し、活動内容や成果を会員に発信するほか、全国老施協と連携し、政治に関する成果等をタイムリーに発信することで会員の政治への理解促進や組織内候補者の支援拡大に努める。
- ・会員施設職員が政治を身近に感じることができるよう機関誌を作成・配布する。なお、配布にあたっては月刊老施協郵送時に同梱してもらうよう依頼する。

- ・そのだ常任理事の政治的知見やネットワークを活かし、介護に関するロビー活動に努めるとともに、介護に対する政治家の理解を広げる。
- ・地方選挙における都道府県・政令市の支部の応援を支援する。

### (3) 政治連盟会則の見直し

- ・全国介護福祉政治連盟会則を改正し、全国老協協会長が政治連盟会長を指名することで両者の一体的運営を実現するほか、組織実態との整合性を図る。

【変更条項】 13条第1項(副会長人数)、第2項(会長選任方法)、第3項(副会長資格)

※総会での承認手続きについては、全老健を参考にして省略する方向で検討する。

- ・組織図を作成し、議決機関や執行機関などをわかりやすく示すほか、役員会構成員の役割を明確にする。
- ・事務局体制の機能と役割を整理し、文書化する。

### (4) その他

- ・10月3日に開催されるパーティ券の販売協力と開催にむけた諸準備を行う。
- ・旧役員と連携し、預金通帳や書類、データ等を円滑に引き継ぐほか、令和4年までの事業及び決算報告を受理する。また、ホームページ作成業者の確認を行う。
- ・嘱託事務員の業務を整理し、委託業務等を明らかにする。

## 3. 事業運営

- ・総会の開催(12月18日、3月19日) ※全国老協総会後に開催
- ・役員会の開催(8月、9月、10月、12月) ※Web開催
- ・事務局会議の開催(毎月1回) ※東京での対面開催も含めて定期的に開催
- ・全国老協(そのだ常任理事、会長・副会長)及びそのだ修光全国老協後援会(石川会長)との定例会の開催(毎月1回) ※常任理事会の後にWeb開催
- ・「そのだ修光君の再起を期す会」の開催協力(10月3日)

## 4. その他

- ・9月中旬に役員会及び総会を開催し、令和5年度事業計画(案)及び予算(案)等について承認を受けるほか、会則の改正案を提案する。また、あわせてパーティ券の都道府県別販売状況を説明し、目標数の達成にむけて協力を依頼する。